

## 瀬戸市高齢者訪問理美容サービスのご案内

常に寝たきり状態にあり、理容店や美容院に行くことができない方を対象に、年度4回までの訪問調髪を行っています。

対象	在宅で介護を受け、介護保険で「要介護3～要介護5」と認定を受けた方。 又は、65歳以上で常に寝たきり状態にある方。
利用者負担	カット料金(カットのみ) 2,000円 ※訪問料金／市負担
申請に必要な物	印鑑 ※毎年度申請が必要です。 利用券は後日郵送のため、余裕を持ってご申請ください。

### <利用の仕方>

- ① 市役所に「利用申請書」を提出してください。  
※ ケアマネによる提出の代行(申請者欄はご本人様又はご家族様)・郵送も可能です。



- ② 申請者宅に市役所から「決定通知書」と「利用券」が郵送で届きます。



- ③ 「事業者一覧」から、利用したい理美容室を選び、電話で予約をしてください。

#### 【注意事項】

- ※ 個人事業者が多いため、必ずしも希望の日に予約が取れるとは限りません。余裕をもってお問い合わせください。
- ※ 利用券は、年度ごとの発行です。(年度末・年度初めは券の有効期限にご注意ください。)
- ※ 病院・有料老人ホーム等の入所施設へは訪問できません。



- ④ 自宅でカットをしてもらい、2,000円と利用券1枚を理美容師に渡してください。  
※ カットした髪の毛の処分等、掃除はご家族様でお願いします。

### <その他>

以下の場合、サービス対象外になりますので、該当された場合は利用券をご返却ください。

- ご本人が施設に入所された場合
  - お亡くなりになられた場合
  - 転出された場合
- 有効期限を過ぎた券については、ご家族様で処分してください。